

国保の加入・脱退は必ず 14日以内に届出を

国民健康保険は、病気やけがをしたときに軽い負担で安心して治療が受けられ、健康と明るいくらしを守るための大切な制度です。しかし、届出が遅れると、制度の利用が制限されてしまうなど不利益になることもあります。

異動の多いこの時期、届出が必要な人は期限内に忘れずに届出をしてください。

問合せ 国保年金課国保係

国保に加入するとき

こんなとき	届出に必要なもの
ほかの市町村から転入したとき	転出証明書
職場などの健康保険を脱退したとき（健保などの被扶養者から外れたとき）	職場の健康保険をやめた証明書 ※脱退日から14日以内に証明書が届かない場合は、期限内にご相談ください。
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止通知書

加入の届出が遅れると 国保の加入資格が発生した日（前の健康保険が切れた日）までさかのぼって保険税を納めていただきます。保険証がない期間の医療費は全額自己負担になります。

外国人も次の場合は国保の加入手続きが必要です
3か月を超える在留資格を持ち、住民基本台帳法の適用を受ける外国人

※3か月以下の在留資格の人でも国保に加入できる場合があります。また、ほかの健康保険に加入している人は対象外です。詳しくはお問い合わせください。

国保を脱退するとき

こんなとき	届出に必要なもの
ほかの市町村へ転出するとき	保険証
職場などの健康保険に加入したとき（健保などの被扶養者になったとき）	国保と健保の保険証
生活保護を受けるとき	保険証、保護開始通知書
死亡したとき	保険証、死亡を証明するもの、印鑑、葬祭費を振込む通帳など

脱退の届出が遅れると 資格がなくなったあとで国保の保険証を使って受診した場合、国保で負担した医療費を返還することになります。

そのほか

こんなとき	届出に必要なもの
住所、世帯主、氏名などが変わったとき	保険証
世帯が分かれたり、一緒になったとき	保険証
修学のため、子どもがほかの市町村に住むとき	保険証、在学証明書
退職者医療制度に該当するとき	保険証、年金証書（被保険者期間記載のもの）
退職者医療制度に該当しなくなったとき	保険証
保険証を破損・紛失したとき	破損した保険証

ご注意ください

すべての手続きに運転免許証などの身分証明書が必要です。また、70歳以上の人は、高齢受給者証も持参してください。国保の届出とあわせて年金や福祉医療などの手続きをする場合は印鑑が必要です。

後期高齢者医療制度 協定保養所利用助成

被保険者の健康保持・増進を目的に協定保養所に宿泊する場合、1人1泊につき1,000円を助成します。4月1日から翌年3月31日までの1年間で、全保養所合わせて4泊まで利用できます。

利用方法 申込み時に各協定保養所に後期高齢者医療制度の被保険者であることを伝え、宿泊当日、保養所の窓口で後期高齢者医療の保険証および利用カード（初回利用時に交付）を提示してください。精算時に利用料金を1,000円助成します。

問合せ 県後期高齢者医療広域連合給付課

☎052(955)1205

協定保養所名	電話番号
レイクサイド入鹿（犬山市）	☎0568(67)3811
名古屋市休養温泉ホーム松ヶ島（桑名市）	☎0594(42)3330
あいち健康プラザホテル（東浦町）	☎0562(82)0235
シーサイド伊良湖（田原市）	☎0531(35)1151
サンヒルズ三河湾（蒲郡市）	☎0533(68)4696
百年草（豊田市）	☎0565(62)0100